

## 6 交付申請について

### (4) 提出書類

書類		備考
交付申請書(様式第1号)	○	
事前着手届 (様式第2号)	△	・やむを得ない理由により、交付決定の前に着手する必要がある場合は提出してください。
事業計画書(別紙1)	○	・「5 補助対象経費明細」は、太陽光発電設備、蓄電池それぞれ分けて記載してください。見積書で記載が分かれていない場合には、合理的な説明がつく按分計算をして切り分けてください。
自家消費割合等計画書 (別紙2)	○	・「年間発電量見込」及び「過去1年間の電力使用量」の算定根拠となる資料を添付してください。(新築の場合は、「年間発電見込」の根拠資料のみ添付してください。)
確認書(別紙3)	○	
目標価格での調達に関する申立書(別紙4)	△	・蓄電池の価格が12.5万円/kWh以下となるよう努めたが調達することが困難な場合且つ複数事業者の見積書を提出できない場合に提出してください。
補助対象設備を設置する建物 又は土地の登記事項証明書	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行日から3か月以内のものが有効です。</li> <li>・登記情報提供サービスは不可とします。</li> <li>・登記事項証明書(建物)の種類が「居宅」である必要があります。</li> <li>・設備を建物に設置する場合は建物のもの、建物以外の土地に設置する場合は土地のものを提出してください。</li> <li>・新築等の場合で、申請時に補助対象設備を設置する住宅を所有していない場合は、実績報告時に提出してください。</li> </ul>
補助対象設備の設置に係る見積書の写し (内訳の記載があるもの)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型番、数量、経費の内訳の記載が必要です。</li> <li>・太陽光発電設備、蓄電池それぞれの経費を明確に分けて記載するよう努めてください。</li> <li>・小城市内企業もしくは佐賀県ローカル発注促進要領に準じ、県内企業からの調達に努めてください。(※)</li> <li>・蓄電池の価格が12.5万円/kWhを超える場合は、複数事業者の見積書を提出若しくは「目標価格での調達に関する申立書(別紙4)」を提出してください。</li> </ul>
補助対象設備の配置図及び住宅の位置図	○	・平面図等に補助対象設備の配置を示してください。
補助対象設備のカタログ、パン	○	

フレット等の写し		
補助対象設備の施工前の住宅の状況を記録したカラー写真	○	・住宅の全景（正面（玄関位置）から撮影したもの）及び設備設置予定箇所の全景を写したものがが必要です。（新築の場合は、建築・設備設置予定地を撮影したもの）
県外企業と契約する理由書	△	・やむを得ない理由により、県外企業と契約を行う必要がある場合は発注等契約に類する行為を行う前までに提出してください。
工事の内容が分かる書類	○	・システム系統図、配線図等が分かる書類が必要です。

○：全員提出 △：該当する者のみ提出

(※) 小城市内企業若しくは「佐賀県ローカル発注促進要領」に準じ、補助金の交付を受ける者は、県内の企業を優先的に活用してください。県外の企業から調達するときは、当該企業に発注等契約に類する行為を行う前までに当該要領で定める理由書を提出しなければなりません。

また、複数の企業から見積を徴取し比較する等、価格低減に努めてください。

【小城市内企業の定義】

- ・小城市内に本店を有する者

【県内企業の定義】

- ・県内に本店を有する者
- ・県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が、50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業者数が50人以上の者
- ・誘致企業
- ・国等の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る）

## 9 実績報告について

### (4) 提出書類

書類		備考
実績報告書(様式第9号)	○	
事業実績報告書(別紙5)	○	・「5 補助対象経費明細」は、太陽光発電設備、蓄電池それぞれ分けて記載してください。
補助対象設備の設置に係る契約書の写し	○	・交付決定日以降に契約締結を行っているもので、収入印紙が貼付され、消印があるものが有効です。 ・ <u>申請者と契約者(複数の場合は代表者)が同一である必要があります。</u>
補助対象設備の設置に係る領収書の写し	○	・申請者あて発行されたもので収入印紙が貼付され、消印があるものが有効です。 ・領収日、金額、支払い内容、並びに発行者の氏名、住所及び押印を確認できるようにしてください。 【ローン、クレジットの場合】 ・契約書等の写し ・初回の支払いが完了したことを証する書類 ※設備の所有権が申請者に移転していることが必要です。
補助対象設備の保証書の写し	○	・製造事業者が発行したものが必要です。 ・申請者の氏名及び住所、製造事業者名、型番、保証開始日及び保証期間を確認できるようにしてください。
補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真	○	・施工後は、住宅の全景(正面(玄関位置)から撮影したもの)及び設備設置箇所の全景を写したものが必要です。
補助対象設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書	△	・発行日から3か月以内のものが有効となります。 ・登記情報提供サービスは不可となります。 ・登記事項証明書の種類が「居宅」となっている必要があります。 ・設備を建物に設置する場合は建物のもの、建物以外の土地に設置する場合は土地のものを提出してください。 ・ <u>新築等の場合で、申請時に提出していない場合のみ提出してください。</u>

○:全員提出 △:該当する者のみ提出